

【資料3】

鹿 児 島 海 区  
漁業調整委員会資料  
令和6年9月17日

【議題3】

漁業許可等に関する取扱方針について（協議）



## 漁業許可等に関する取扱方針の改正について

### 1. 漁業許可等に関する取扱方針とは

漁業許可等に関する取扱方針とは、漁業許可における審査基準や操業区域、条件等の漁業におけるルールについての規定。当該方針は行政手続法第5条の審査基準に該当する。

### 2. 改正理由

- ・ 現行の取扱方針には改正漁業法以前の考え方による規定が一部残っているため、新漁業法に則した規定に改正する。
- ・ 近年の海洋環境の変化に対応した柔軟な制度運用を図るため、旧来の考え方に係る規定を改正する。
- ・ 漁業者が継続して安定した許可を受けられるよう、鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という）第14条第1項第1号に基づき、知事が指定する漁業について規定する。
- ・ なお、この取扱方針は鹿児島県行政手続条例第5条第3項に基づき公開する必要があり、他県においてはホームページ上で公開を行っている状況（本県は許可機関での縦覧）。許可等の公平性を担保するため、他県と同様に県ホームページ上での公開が妥当であり、公開に先立ち内容を精査し、漁業法や規則と齟齬がないようにするため改正するもの。

### 3. 改正内容

- (1) 鹿児島県漁業許可等の取扱に関する基本方針
  - ・ 旧来の目的から改正漁業法に則した文言に修正
  - ・ 許可保有数の特例に係る表現を改正
  - ・ 継続の許可等に係る規定を追加（知事が指定する漁業を規定）
  - ・ その他、根拠条文の改正や修辭上の修正
- (2) まき網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・ 許可等の基準の規定に伴い許可等の順位に係る規定を削除
  - ・ 火船等の届出の様式を削除（事務取扱要領を別途規定）
  - ・ 許可の有効期間の削除（調整規則に規定済）
  - ・ その他、修辭上の修正
- (3) 鹿児島湾内における小型まき網漁業及び四そう張網漁業許可等に関する取扱方針
  - ・ 許可等の基準の規定に伴い許可の対象に係る規定を削除
  - ・ 火船等の届出に係る制限を削除（条件に規定済）
  - ・ 許可の有効期間の削除（調整規則に規定済）
  - ・ その他、修辭上の修正

- (4) 機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (5) 小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針（禁止区域等）
  - ・その他，修辭上の修正
- (6) 甑島沖合における小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可隻数の削除（現在は漁業法に基づく定数を定められていないため）
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象及び優先順位に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (7) 薩南海域における小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可隻数の削除（現在は漁業法に基づく定数を定められていないため）
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象及び優先順位に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (8) 鹿児島湾内における小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可隻数の削除（現在は漁業法に基づく定数を定められていないため）
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象及び優先順位に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (9) 志布志湾における小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (10) ごち網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (11) 棒受網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (12) かじき流網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (13) 固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (14) すくい網漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (15) 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針
  - ・規則に基づく許可等の基準の規定に伴い許可の対象者に係る規定を削除
  - ・従事者の届出に係る規定を改正し，必要な書類，様式等は事務取扱要領に規定
  - ・その他，修辭上の修正

- (16) 「かご漁業」及び「あさひがにかかり網漁業」の許可等に関する取扱方針
- ・許可等の基準の規定に伴い許可の対象者に係る規定を削除
  - ・その他，修辭上の修正
- (17) もじゃこ漁業許可に関する取扱方針
- ・規則に基づく許可等の基準の規定に伴い許可の対象者に係る規定を削除
  - ・申請手続要領を廃止し，当該規定を移替（事務取扱要領を別途規定）
  - ・その他，修辭上の修正
- (18) 試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針
- ・試験研究と教育実習を分けて規定し，教育実習における試験的な操業や操業技術向上のための教育実習を新たに規定
  - ・その他，修辭上の修正

#### 4. 今後のスケジュール（案）

- 8月23日 奄美大島海区漁業調整委員会に協議
- 9月2日 熊毛海区漁業調整委員会に協議
- 
- 9月17日 鹿児島海区漁業調整委員会に協議
- 9月下旬 施行・HP公開

# 鹿児島県漁業許可等の取扱に関する基本方針

## 1 目的

~~200カイリ制度が定着した現在~~、本県周辺漁場の恵まれた水産資源を適切に管理しつつ、漁業経営の基盤強化につながる資源の有効利用や担い手対策等を図ることが漁業の定的発展を期するうえで重要となっている。

このため、漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）等の取扱に当たっては、資源の状況や担い手の育成・確保、漁業経営の多角化等を踏まえつつ、漁船漁業の漁獲努力量の適正化、漁場の総合的な利用を図りの合理化に努め、併せて漁業相互間の操業調整を円滑にして漁業秩序の維持と漁業生産力性の発展させることを向上を目的とす図る。

## 2 許可保有数の適正化

漁業の許可等に当たっては、漁場の総合的な利用の合理化及び漁業相互間の調整を図るため、原則として同漁期における漁業許可等の重複を避け、1漁業経営体当たりの許可等保有数を次のとおりとする。

- (1) 漁業法第57条第1項の農林水産省令に規定する漁業及び鹿児島県漁業調整規規則（以下「規則」という。）第4条に掲げる小型まき網漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、さんご漁業にあつては、いずれか1業種。
- (2) 前号に掲げる漁業以外の許可等にあつては3業種以内。
- (3) 1号に掲げる漁業許可等を保有する者が兼業を目的として、2号に掲げる漁業許可等を受けすることができる数は1業種。

## 3 許可等保有数の特例

次のいずれかに該当するものであつて、漁業調整が図られた上、今後本県漁業の振興に寄与するものについては、上記2に掲げる許可等保有数を超えて許可又は認可することができるものとする。

- (1) 試験操業に係る許可によりのなもので先進的な取組と認められる漁業を営もうとする者
- (2) ~~漁獲対象にしている~~水産資源の管理措置（禁漁期間の設定等）の導入に伴い収入の減少が見込まれる漁業を営む者であつて、漁業家経営を維持するために、~~は収入の減少を補う~~新たな漁業への着業が必要と認められる者
- (3) ~~過去の実績に鑑み、~~二枚貝を対象にする小型底びき網漁業等、漁獲対象としている水産資源の出現を予期できないと認める漁業を営もうとする者
- (4) ~~組合せ漁業など漁業の多角化を図り、漁業経営の改善（改善グループ、6次産業化等）~~や担い手の着業を目的として漁業経営の多角化を図ろうとする者

## 4 許可等の定数漁業

~~漁業法第57条第7項の規定に基づく知事が許可をすることができる船舶等の数定数漁業~~（漁業の許可及び漁業の認可をする数の最高限度を定める漁業）又は取扱については、次の項目のすべてに該当する場合、いつでも新規に許可できるものとする。

- (1) 定数に残余があつて、遊休許可のない漁業であること
- (2) 許可満了日まで1年以上の期間がある漁業であること

## 5 操業区域

- (1) 許可漁業の操業区域は、原則として漁業権区域外とする。
- (2) 漁業間の競争の緩和漁業調整を図るため、船舶漁船総トン数、漁法、操業時間等を勘案して、適宜操業区域を調整するものとする。
- (3) 操業区域に係る表示の定義は、次のとおりとする。
  - ア 地先海域  
隣接市町村の沖合海域（ただし共同漁業権区域内を除く。）とする。
  - イ 周辺海域  
島しょの共同漁業権の区域を除く周辺沖合とする。

## 6 漁具、漁法等の制限

- (1) 栽培漁業の推進に伴い、放流稚魚の保護育成を図る必要がある漁場については、操業区域の制限、網目制限、操業期間の規制等規制措置を講ずるものとする。
- (2) かじき流し網等船舶の安全航行及び他の漁業の操業に影響を及ぼすおそれのあるものについては、漁具の長さ、操業区域のほか統数の制限をするものとする。

## 7 漁獲実績報告（漁業法第 58 条で準用する第 52 条に基づく資源管理の状況等の報告）

漁業の許可等を受けた者が正当な理由なく漁獲実績の報告をしない場合、又は正当な理由なく漁獲実績のない者には、許可等を行わない更新しない場合がある。

## 8 継続の許可等

規則第 14 条第 1 項第 1 号で知事が指定する漁業は、漁業法施行規則第 70 条第 1 項及び第 2 項並びに規則第 4 条第 1 項第 4 号から第 15 号までに掲げる漁業とする。

<u>（参考）知事が指定する漁業</u>	
<u>&lt;漁業法施行規則第 70 条第 1 項及び第 2 項&gt;</u>	
・ <u>中型まき網漁業</u>	
・ <u>小型底びき網漁業</u>	
<u>&lt;規則第 4 条第 1 項第 4 号から第 15 号&gt;</u>	
・ <u>小型まき網漁業</u>	・ <u>敷網漁業</u>
・ <u>機船船びき網漁業</u>	・ <u>かご漁業</u>
・ <u>ごち網漁業</u>	・ <u>あさひがにかかり網漁業</u>
・ <u>すくい網漁業</u>	・ <u>小型定置網漁業</u>
・ <u>刺し網漁業</u>	・ <u>しいらづけ漁業</u>
・ <u>固定式刺し網漁業</u>	・ <u>潜水器漁業</u>

## 附 則

この方針は、令和 6 年 9 月 〇 日から施行する。

（漁業法に則した修辭上の修正、継続の許可等の新設）

# まき網漁業の許可等に関する取扱方針

~~1~~ 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）等については、漁業法及び並びに鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるもののほかこの方針に定めるところによる。

## ~~（許可等の定数）~~

### 1-2 許可等の定数

中型まき網漁業の許可等又は起業の認可は、漁業法第57条第7項の規定により、農林水産大臣が定めた隻数及び合計総トン数の範囲内とし、小型まき網漁業の許可又は起業の認可は総数15統の範囲内とする。（鹿児島湾内を除く。）ただし、小型まき網漁業が中型まき網漁業へ大型化した場合、その小型まき網漁業の空わく分についての許可等又は起業認可は行わない。

## ~~（許可等の順位）~~

~~3~~ 許可又は起業の認可は規則第14条に定めるもののほか、次に掲げる順位によって行う。

- ~~（1）漁業協同組合が営むもの~~
- ~~（2）漁業生産組合が営むもの~~
- ~~（3）漁業者3人以上が共同して営むもの~~
- ~~（4）法人又は個人が自ら営むもの~~

## ~~（漁法変更による許可等のトン数制限）~~

### 2 漁法変更による許可等のトン数制限

~~4~~ 中型1そうまき網漁業の許可を受けている者が、中型2そうまき網漁業に転換するために許可又は起業の認可を申請した場合には、当該中型1そうまき網漁業の許可トン数の範囲内とし、中型2そうまき網漁業の許可を受けている者が、中型1そうまき網漁業に転換するために許可又は起業の認可を申請した場合には、原則として当該中型2そうまき網漁業にかかる許可の総トン数の $\frac{3}{4}$ を当該中型1そうまき網漁業にかかる許可のトン数とする。

## ~~（操業区域）~~

### 3 操業区域

~~5~~ 操業区域は次のとおりとするが、漁業調整上必要があるときは区域を変更し、又は制限条件を付して許可する。

- (1) 総トン数20トン以上の網船を使用するものは、鹿児島県沖合一円海域。
- (2) 総トン数15トン以上20トン未満の網船を使用するものは、世界測地系における北緯29度00分14秒（日本測地系北緯29度）以南の海域を除く鹿児島県沖合海域。
- (3) 総トン数10トン以上15トン未満の網船を使用するものは、(5)の区分による接続した3海域以内の海域。
- (4) 総トン数10トン未満の網船を使用するものは、(5)の区分による接続した2海域以内の海域。

(5) 海域区分

- ア 北薩海域（川内港燈台と上甕島射手埼崎燈台を見通す線以北の鹿児島県海域。）
- イ 西薩海域（川内港燈台と上甕島射手埼崎燈台を見通す線以南野間岬燈台と宇治家島燈台を見通す線に至る海域。）
- ウ 南薩海域（野間岬燈台と宇治家島燈台を見通す線以南佐多岬燈台正南の線に至る海域。ただし、熊毛海域を除く。）
- エ 大隅海域（佐多岬燈台正南の線以東の鹿児島県海域。ただし、熊毛海域を除く。）
- オ 熊毛海域（三島村竹島南端と硫黄島南端を見通す線以南世界測地系における北緯 29 度 00 分 14 秒〔日本測地系北緯 29 度〕の線に至る海域。）
- カ 奄美大島海域（世界測地系における北緯 29 度 00 分 14 秒〔日本測地系北緯 29 度〕の線以南の鹿児島県海域。）

(火船等の届出)

4 火船等の届出

- ⑥ まき網漁業者は、当該漁業に火船及び運搬船を使用する場合は、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式による火船等届出書に次の書類を添えて別に定める様式により知事に届出なければならない。

~~—(1) 漁船登録謄本~~

~~—(2) 船舶検査証書の写し~~

~~—(3) 使用権者が船舶の所有者以外の場合には、当該権利を有することを証する書面~~

~~—(許可の有効期間)—~~

- ~~7 許可期間は原則として3年とするが、許可の—斉更新のため3年より短くすることができる。—~~

~~—(条——件)—~~

5-8 条件

次の制限又は条件を付して許可する。

1. 操業禁止区域

- ア 八代海。ただし、阿久根市黒之浜以北に根拠地港を有する者で総トン数 15 トン未満の船舶により許可を受けた者を除く。
- イ 大型魚礁（県が、大型魚礁設置事業、人工礁漁場造成事業及び広域漁場整備事業により整備した、造成規模が 2,500 空 $m^3$ 以上の沈設型魚礁をいう。）の設置個所の中心から、半径 1,000 メートルの円によって囲まれた海域。ただし、この規程は別表 1 に定める大型魚礁には適用しない。
- ウ 種子島及び屋久島の最大高潮時海岸線から 3,000 メートルの線によって囲まれた海域。
- エ 薩摩川内市天狗鼻、天狗鼻から正西 4,000 メートルの点、久多島、南さつま市野間岬から正西 4,000 メートルの点及び野間岬を順次に直線で結んだ線と海岸線によって囲まれた海域。ただし、昭和 45 年 7 月 31 日現在で当該海域を操業区域に含む許可を受けていた者を除く。
- オ 肝付町火埼崎と宮崎県都井岬を結ぶ線以北の志布志湾内。
- カ 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目埼崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内。（中型まき網漁業に限る。）

## 2. 制限海域

- (1) 次の直線ア、イ、ウ及びエと海岸線によって囲まれた海域においては、4月1日から7月31日までの間操業してはならない。
  - ア 種子島南端と屋久島南端を結ぶ線
  - イ 屋久島町永田岬（御崎）と口永良部島東端を結ぶ線
  - ウ 口永良部島西端と馬毛島北端を結ぶ線
  - エ 馬毛島北端と種子島北端を結ぶ線
- (2) 次の点を結ぶ直線アイ、イウ及びエオと海岸線によって囲まれた海域においては、8月1日から翌年3月31日までの間操業してはならない。
  - ア 屋久島町早崎岬突端
  - イ 点アと開聞岳頂上を結ぶ線と口永良部島西端と馬毛島北端を結ぶ線との交点
  - ウ 口永良部島西端
  - エ 口永良部島東端
  - オ 屋久島町永田岬（御崎）突端
- (3) 漁業権区域では、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。
- (4) 定置漁業権漁業及び共同漁業権に基づく小型定置網漁業の操業中は、その身網設置部から半径2,000メートルの区域内で操業してはならない。

## 3. その他

- (1) 他の漁業の操業中は、その操業を妨害してはならない。
- (2) 火船等届出した書に記載された火船以外の船舶を使用して、集魚してはならない。
- (3) 漁業根拠地は、鹿児島県内とする。

## 附 則

- (1) この方針は、昭和54年7月25日以降許可するものについて適用する。
  - (2) この方針は、平成9年7月4日以降許可するものについて適用する。
  - (3) この方針は、平成20年12月26日から施行する。  
(市町村合併、漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正)
  - (4) この方針は、平成21年2月24日から施行する。ただし、第8. 1. 力（操業禁止区域）については、平成21年8月1日以降許可するものについて適用する。  
(漁業調整規則改正に伴う禁止区域等の追加)
  - (5) この方針は、平成22年3月31日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
  - (6) この方針は、平成24年3月30日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
  - (7) この方針は、平成25年3月29日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
  - (8) この方針は、平成27年8月1日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
  - (9) この方針は、平成28年8月29日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)
- ※ 令和2年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正(R5.09修正)
- (10) この方針は、令和6年4月15日から施行する。  
(別表1に新設する大型魚礁の追加)

(11) この方針は、令和6年〇月〇日から施行する。

(許可等の順位の削除、漁業法に則した修辞上の修正)

# まき網漁業に係る火船等届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記によりまき網漁業に火船及び運搬船を使用しますので、関係書類を添えて届け  
出ます。

## 記

### 1. まき網漁業許可船舶

(1) 漁船登録番号 KG

(2) 許 可 番 号 カコまき第 号

(3) 船 名 丸

(4) ト ン 数 トン

### 2. 使用する火船及び運搬船 合計 隻

	火 船		運 搬 船		
(1) 漁船登録番号					
(2) 船名					
(3) 船舶総トン数					
(4) 推進機関の種類、馬力数					
(5) 発電機の容量					
(6) 集魚灯の消費電力の総和					

## 別表 1

## 操業禁止区域から除外する大型魚礁

番号	魚礁の名称	設置位置
1	平成8年度西薩南部地区 大型魚礁	南さつま市高崎鼻突端から真方位332° 9,000mのところ
2	平成8年度北薩南部地区 大型魚礁	薩摩川内市里町射手崎崎灯台から真方位349° 9,450mのところ
3	平成10年度長島南部地区 大型魚礁	出水郡長島町長崎鼻突端から真方位204° 8,300mのところ
4	平成10年度北薩沖地区 大型魚礁	出水郡長島町長崎鼻突端から真方位200° 10,500mのところ
5	平成11年度阿久根沖地区 大型魚礁	出水郡長島町長崎鼻突端から真方位210° 10,200mのところ
6	平成11年度笠沙沖地区 大型魚礁	南さつま市野間岬灯台から真方位9° 11,500mのところ
7	平成15年度薩摩地区A大 型魚礁	北緯32度02分03.0秒, 東経130度02分24.0秒 (世界測地系) 北緯32度01分50.6秒, 東経130度02分32.1秒 (日本測地系)
8	平成15年度薩摩地区B大 型魚礁	北緯32度00分57.0秒, 東経130度03分16.0秒 (世界測地系) 北緯32度00分44.6秒, 東経130度03分24.1秒 (日本測地系)
9	平成15年度薩摩地区C大 型魚礁	北緯31度58分06.0秒, 東経130度05分42.0秒 (世界測地系) 北緯31度57分53.6秒, 東経130度05分50.1秒 (日本測地系)
10	平成16年度薩摩地区 羽島崎崎沖大型魚礁	北緯31度41分00.0秒, 東経130度07分00.0秒 (世界測地系) 北緯31度40分47.5秒, 東経130度07分08.1秒 (日本測地系)
11	平成21年度薩南地区 西之表市田之脇沖広域漁場	北緯30度37分12.9秒, 東経131度07分51.2秒 (世界測地系) 北緯30度36分59.9秒, 東経131度07分59.4秒 (日本測地系)

12	平成23年度薩南地区 熊毛郡中種子町浜田・熊野 沖広域魚礁	北緯30度27分24.4秒, 東經131度02分21.6秒 (世界測地系) 北緯30度27分11.4秒, 東經131度02分12.6秒 (日本測地系)
13	平成23年度鹿児島湾地区 南大隅町佐多沖広域魚礁	北緯31度00分52.8秒, 東經130度43分16.4秒 (世界測地系) 北緯31度00分39.9秒, 東經130度43分24.6秒 (日本測地系)
14	平成24年度薩南地区 種子島西方沖広域魚礁	北緯30度37分37.0秒, 東經130度52分16.1秒 (世界測地系) 北緯30度37分24.0秒, 東經130度52分24.4秒 (日本測地系)
15	平成24年度熊毛地区 屋久島安房沖広域魚礁	北緯30度21分48.1秒, 東經130度45分44.2秒 (世界測地系) 北緯30度21分35.0秒, 東經130度45分52.4秒 (日本測地系)
16	平成25年度熊毛地区 南種子町竹崎沖広域魚礁	北緯30度20分47.8秒, 東經131度00分11.4秒 (世界測地系) 北緯30度20分34.7秒, 東經131度00分19.5秒 (日本測地系)
17	平成25年度さつま地区 阿久根市沖広域魚礁 (漁場Ⅰ)	北緯32度00分18.5秒, 東經130度08分4.0秒 (世界測地系) 北緯32度00分06.1秒, 東經130度08分12.2秒 (日本測地系)
18	平成25年度さつま地区 阿久根市沖広域魚礁 (漁場Ⅱ)	北緯31度59分11.2秒, 東經130度08分10.0秒 (世界測地系) 北緯31度58分58.8秒, 東經130度08分18.1秒 (日本測地系)
19	平成25年度さつま地区 阿久根市沖広域魚礁 (漁場Ⅲ)	北緯31度55分15.4秒, 東經129度59分45.3秒 (世界測地系) 北緯31度55分03.0秒, 東經129度59分53.4秒 (日本測地系)
20	平成25年度さつま地区 阿久根市沖広域魚礁 (漁場Ⅳ) ※2と同一箇所	北緯31度57分11.0秒, 東經129度55分15.0秒 (世界測地系) 北緯31度56分58.6秒, 東經129度55分23.1秒 (日本測地系)

番号	魚礁の名称	設置位置
21	平成26年度奄美地区 瀬戸内町沖広域魚礁	北緯27度59分49.4秒, 東経129度16分45.4秒 (世界測地系) 北緯27度59分35.5秒, 東経129度16分52.9秒 (日本測地系)
22	平成26年度奄美地区 徳之島沖広域魚礁	北緯27度50分53.5秒, 東経128度59分55.1秒 (世界測地系) 北緯27度50分39.6秒, 東経129度00分02.6秒 (日本測地系)
23	平成27年度熊毛地区 西之表市大崎沖広域魚礁	北緯30度46分35.9秒, 東経130度57分34.6秒 (世界測地系) 北緯30度46分23.0秒, 東経130度57分42.9秒 (日本測地系)
24	平成27年度大隅地区 内之浦沖広域魚礁	北緯31度14分04.3秒, 東経131度05分38.3秒 (世界測地系) 北緯31度13分51.5秒, 東経131度05分46.7秒 (日本測地系)
25	平成28年度奄美地区 名瀬知名瀬沖広域魚礁	北緯28度24分24.2秒, 東経129度25分03.3秒 (世界測地系) 北緯28度24分10.6秒, 東経129度25分10.8秒 (日本測地系)
26	平成29年度奄美地区 徳之島町沖広域魚礁	北緯27度41分45.0秒, 東経129度01分39.9秒 (世界測地系) 北緯27度41分31.2秒, 東経129度01分47.2秒 (日本測地系)
27	平成30年度奄美地区 住用沖広域魚礁	北緯28度12分46.8秒, 東経129度29分59.8秒 (世界測地系) 北緯28度12分33.1秒, 東経129度30分7.3秒 (日本測地系)
28	令和元年度奄美地区 天城町沖広域魚礁	北緯27度54分35.8秒, 東経128度53分38.1秒 (世界測地系) 北緯27度54分22.2秒, 東経128度53分45.3秒 (日本測地系)
29	令和5年度熊毛地区 種子島東沖広域魚礁	北緯30度36分10.0秒, 東経131度06分20.0秒 (世界測地系) 北緯30度35分57.0秒, 東経131度06分28.2秒 (日本測地系)

# 鹿児島湾内における小型まき網漁業及び四そう張網漁業許(認)可等に関する取扱方針

鹿児島湾内における小型まき網漁業及び四そう張網漁業の許(認)可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、鹿児島県漁業調整規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この取扱方針に定めるところによる。

## 1 許(認)可等の定数

鹿児島湾内における小型まき網漁業及び四そう張網漁業の許可等又は起業の認可は総数28統の範囲内とする。

## 2 許可の対象

~~本県漁業協同組合の組合員であって、次の各号の一つに該当するものとする。~~

~~(1) 当該漁業許可の更新であり、かつ、操業実績のある者。~~

~~(2) 当該漁業許可の承継及び代船許可による者。~~

~~(3) 当該漁業の起業の認可を受けている者。~~

~~(4) かつお漁船に対する餌料供給を目的とする者で、実質的に自ら当該漁業を営む者で、地域の実態等を十分勘案して、その必要が認められる者。~~

## 2-3 鹿児島湾内における小型まき網漁業の漁業種類及び定義

(1) 一そうまき網漁業とは、投網、環締め及び揚網を網船一隻で行なうもの。

(2) 二そうまき網漁業とは、投網及び環締めは主網船(以下「網船」という)のみで行ない、揚網のみを網船及び従網船(以下「向船」という)の二隻で行なうもの。

## 3-4 使用漁船の規模

(1) 小型まき網漁業 5トン未満

(2) 四そう張網漁業 7トン未満

## 4-5 操業区域

指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目埼崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内の海域とする。

## 5-6 火船等の制限及び届け出

~~小型まき網漁業に使用する火船等の船舶は、火船2隻以内、運搬船と魚探船は合わせて3隻以内とし、当該漁業者は、当該許可にかかる船舶ごとに、火船等届出書に次の書類を添えて、知事に届け出なければならない。~~

まき網漁業者は、当該漁業に火船及び運搬船を使用する場合は、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別に定める様式により知事に届出なければならない。

ただし、向船を使用して漁獲物を運搬するときは、向船も運搬船等の隻数に加えるものとする。

(1) 漁船原簿謄本

(2) 使用权が所有者以外の場合は、当該権利を有することを証する書面

## 7 許可の有効期間

~~許可期間は、原則として3年とするが、許可の更新のため3年より短くすることができる。~~

## 6-8 条件

(1) 二そうまき網漁業は、揚網のみを主網船(以下「網船」という)及び従網船(以下と

- いう)の2隻で行なうことができ、投網及び環締めは網船のみで行なわなければならない。
- (2) 小型まき網漁業に使用する火船等の船舶は、火船は2隻を、運搬船と魚探船を合わせた隻数は3隻をこえてはならない。
  - (3) 網船(二そう小型まき網漁業の場合は向船を含む)及び火船等届出書に記載された船舶以外の船舶を使用して、小型まき網漁業を操業してはならない。
  - (4) 火船等届出し書に記載された火船以外の船舶を使用して、集魚してはならない。
  - (5) 漁業権区域内では、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。
  - (6) 定置漁業(小型定置も含む)の操業中は、その身網設置部から半径2,000メートル以内の区域で操業してはならない。
  - (7) 鹿児島県漁業調整規則第31条によるほか、小型まき網漁業にかかる船舶については、操舵室の両舷上部に、網船は赤色、向船は黄色、火船は橙色の蛍光塗料で塗装した、また、運搬船は緑色、魚探船は青色の塗料で塗装した幅20センチメートル、長さ80センチメートルの長方形の標識を表示しなければならない。

#### 附 則

- (1) この方針は、平成元年6月1日以降許(認)可をするものについて適用する。ただし、向船として5トン以上の船舶を使用している小型まき網漁業については暫定期間を置き、この方針は、平成2年1月1日以降許(認)可をするものに適用する。
- (2) この方針は、平成20年12月26日から施行する。  
(市町村合併、漁業調整規則改正に伴う(制限又は条件)改正)
- (3) この方針は、令和6年 ○月 ○日から施行する。  
(許可の対象者及び許可の有効期間の削除、火船等の届出の改正、修辭上の修正)

※令和2年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正(R5.09修正)

# 機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針

機船船びき網漁業の許~~(認)~~可又は起業の認可（以下「許可等という。」）については、鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この取扱方針に定めるところによる。

## 1-1 許可対象

- ~~—(1) 当該漁業許可の更新であり、かつ、操業実績のある者。~~
- ~~—(2) 当該漁業の起業認可を受けている者。~~
- ~~—(3) 実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、地域の実態等を十分勘案して、その必要性が認められるもの。~~

## 1-2 操業区域

原則として、その者が所属する漁業協同組合の共同漁業権の区域及びその沖合の区域とする。

## 2-3 許可等の隻数（定数）

志布志湾海域における機船船びき網漁業の許可等においては、総数 28 統の範囲内隻とする。

## 4 許（認）可の優先順位

- ~~—志布志湾海域において、申請が前項で規定する許可隻数（定数）を超える場合は、県漁業調整規則第 14 条 2 項のほか、次の事項を勘案してするものとする。~~
- ~~—(1) 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため、又は経営の改善に資するため他の漁業から当該漁業に転換することが、特に必要であると認められる場合。~~
- ~~—(2) 当該漁業の従事者が当該漁業者として自立する場合。~~
- ~~—(3) 当該漁業の営まれる漁場に依存する程度。~~
- ~~—(4) 当該漁業に対する経営の程度、資本、その他経営能力。~~

## 3-5 使用船舶の規模

網船 1 隻当たりのトン数及び推進機関の馬力（漁業調整用）は次のとおりとする。

- (1) 志布志湾海域においては、5 トン未満、220kw 以下（旧漁船法馬力 50 馬力以下）とする。
- (2) 薩摩川内市（平成 16 年 10 月 11 日現在における川内市の区域に限る。）沖合海域においては、15 トン未満、260kw 以下（旧漁船法馬力 60 馬力以下）とする。
- (3) その他海域においては、10 トン未満、220kw 以下（旧漁船法馬力 50 馬力以下）とする。

## 4-6 操業禁止期間

次の期間は操業してはならない。

久多島周辺（以下の点 a 点 b 点 c 点 d 点 e 及び点 a を順次結ぶ線によって囲まれた区域）では、1 月 1 日から 12 月 31 日まで。

世界測地系（日本測地系）

点 a	北緯 31° 33′ 20″	東経 130° 13′ 39″	（北緯 31° 33′ 07″	東経 130° 13′ 47″）
点 b	北緯 31° 33′ 20″	東経 130° 14′ 01″	（北緯 31° 33′ 07″	東経 130° 14′ 09″）
点 c	北緯 31° 32′ 45″	東経 130° 14′ 01″	（北緯 31° 32′ 32″	東経 130° 14′ 09″）
点 d	北緯 31° 32′ 45″	東経 130° 13′ 31″	（北緯 31° 32′ 32″	東経 130° 13′ 39″）
点 e	北緯 31° 33′ 12″	東経 130° 13′ 40″	（北緯 31° 32′ 59″	東経 130° 13′ 48″）

### 5-7 許可の条件

- (1) 他漁業の操業を妨害してはならない。
- (2) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

### 8 附 則

- (1) この取扱方針は「さよりひき網」及び「いかなごひき網」の漁業許可については適用しない。
- (2) この取扱方針は、昭和 52 年 10 月 20 日以降許（認）可をするものについて適用する。
- (3) この取扱方針は、昭和 62 年 10 月 20 日以降許（認）可をするものについて適用する。
- (4) この取扱方針は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。  
(市町村合併、漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正)
- (5) この取扱方針は、平成 25 年 1 月 28 日から施行する。  
(許可隻数（定数）及び許（認）可の優先順位改正)
- (6) この取扱方針は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。  
(2 操業区域の改正、6 操業禁止期間の新設、7 許可の制限又は条件の改正)

(7) この取扱方針は、令和 6 年〇月〇日から施行する。

(許可の対象及び許（認）可の優先順位の削除、修辭上の修正)

# 小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針 (禁止区域等)

- 1 小型機船底びき網漁業（エビ・貝類の採捕を目的とする漁業を除く。）は、次に掲げる区域内においては操業してはならない。

次の点ス、シ、サ、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテを順次に結んだ線と海岸線サシ及びステとによって囲まれた区域並びに甑島周辺最大高潮時海岸線から距岸 5,556 メートルの区域

サ 出水郡長島町蔵之元大崎鼻西端

シ 出水郡長島町市来~~埼崎~~

ス 阿久根市大漣鵜瀬鼻

セ 薩摩川内市上甑町瀬上縄瀬鼻突端

ソ 薩摩川内市下甑町手打釣掛~~埼崎~~灯台

タ 南さつま市笠沙町野間岬南端から正西 5,556 メートルの点

チ 南さつま市坊津町坊ノ岬南端から真方位 225 度 5,556 メートルの点

ツ 指宿市長崎鼻から正南 2,000 メートルの点

テ 指宿市長崎鼻

- 2 打瀬網漁業については、8月16日から9月15日までの期間は、出水市蕨島西端と出水郡長島町市来崎とを結ぶ線以北の海域においては、これを営んではならない。

## 附 則

(1) この取扱方針（禁止区域等）は、平成 21 年 2 月 24 日以降に許可するものについて適用する。（漁業調整規則改正（平成 20 年 3 月 28 日規則第 19 号）に伴う制定（旧規則第 39 条、第 40 条関係））

(2) この取扱方針は、令和 6 年 ○月 ○日から施行する。  
（修辞上の修正）

# 甌島沖合における小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針

1 漁業種類 手繰第1種漁業

2 使用漁船 総トン数6トン以上15トン未満

3 操業禁止期間 1月1日から3月31日まで

~~4 許可隻数 漁業法第57条7項の規定により定められた隻数の中35隻とする。~~

~~5 許可対象者~~

~~引き続き1年以上沿岸漁業を営み又は従事している本県漁業者であって県漁業調整規則第10条で規定する適格性を有する者。~~

~~6 許(認)可の優先順位~~

~~申請が定数を超える場合は、県漁業調整規則第14条のほか、次の事項を勘案してするものとする。~~

~~(1) 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため、又は経営の改善に資するため他の漁業から転換することが、特に必要であると認められる場合。~~

~~(2) 当該漁業の従事者(引き続き1年以上従事した者に限る。)が当該漁業者として自立する場合。~~

~~(3) 当該漁業の営まれる漁場に依存する程度。~~

~~(4) 当該漁業に対する経験の程度、資本、その他経営能力。~~

## 4.7 操業区域

点ケから点コを見通す線以北、点ケ、イ及び点アを順次直線で結ぶ線以西、点クから正北の線以西の鹿児島県海域。ただし、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、及び点クを順次直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域を除く。

世界測地系(日本測地系[分単位])

点ア	N 31° 50' 15"	E 129° 55' 51"	( N 31° 50.043' E 129° 55.984' )
点イ	N 31° 40' 12"	E 129° 55' 52"	( N 31° 40.000' E 129° 56.000' )
点ウ	N 31° 41' 08"	E 129° 50' 04"	( N 31° 40.926' E 129° 50.200' )
点エ	N 31° 35' 09"	E 129° 43' 04"	( N 31° 34.942' E 129° 43.199' )
点オ	N 31° 36' 31"	E 129° 38' 06"	( N 31° 36.309' E 129° 38.233' )
点カ	N 31° 39' 32"	E 129° 37' 16"	( N 31° 39.326' E 129° 37.399' )
点キ	N 32° 00' 00"	E 129° 50' 11"	( N 31° 59.794' E 129° 50.317' )
点ク	N 31° 52' 57"	E 129° 50' 11"	( N 31° 52.744' E 129° 50.317' )
点ケ	N 31° 25' 42"	E 129° 55' 52"	( N 31° 25.490' E 129° 56.000' )
点コ	N 31° 26' 54"	E 129° 44' 02"	( N 31° 26.692' E 129° 44.166' )

## 5.8 許可の条件

(1) 他漁業の操業を妨害してはならない。

(2) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(3) 操業区域と以下に示す区域が重なる区域においては、エビ・貝類の採捕を目的とする以外の操業をしてはならない。

「次の点ス、シ、サ、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテを順次に結んだ線と海岸線サシ及びステとによって囲まれた区域並びに甌島周辺最大高潮時海岸線から距岸5,556メートル

の区域

- サ 出水郡長島町蔵之元大崎鼻西端
- シ 出水郡長島町市来~~埼崎~~
- ス 阿久根市大漣鵜瀬鼻
- セ 薩摩川内市上甑町瀬上縄瀬鼻突端
- ソ 薩摩川内市下甑町手打釣掛~~埼崎~~灯台
- タ 南さつま市野間岬南端から正西 5,556 メートルの点
- チ 南さつま市坊の岬南端から真方位 225 度 5,556 メートルの点
- ツ 指宿市長崎鼻から正南 2,000 メートルの点
- テ 指宿市長崎鼻~~+~~

附 則

- (1) この取扱方針は、昭和 48 年 3 月 12 日から施行する。
- (2) この取扱方針は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。  
(市町村合併に伴う改正及び制限又は条件の追加)
- (3) この取扱方針は、平成 21 年 2 月 24 日から施行する。ただし、平成 20 年 4 月 1 日に当該漁業の許可を受けている者については、当該許可の有効期間が満了するまでは、鹿児島県漁業調整規則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 19 号）附則第 5 項の規定が適用される。  
(小型機船底びき網漁業の禁止区域等制定に伴う制限又は条件（3）の追加)
- (4) この取扱方針は、平成 30 年 9 月 18 日から施行する。  
(7 操業区域を緯度経度表記に変更)
- (5) この取扱方針は、令和 6 年〇月〇日から施行する。  
(許可の隻数、許可の対象者及び許(認)可の優先順位の削除、修辭上の修正)

※令和 2 年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正 (R5.09 修正)

# 薩南海域における小型機船底びき網漁業の許可等に関する取扱方針

1 漁業種類 手繰第1種漁業

2 使用漁船 総トン数6トン以上15トン未満

3 操業禁止期間 1月1日から3月31日まで

~~4 許可隻数 漁業法第57条7項の規定により定められた隻数の中65隻とする。~~

~~5 許可対象者~~

~~引き続き1年以上沿岸漁業を営み又は従事している本県漁業者であって県漁業調整規則第24条で規定する適格性を有する者。~~

~~6 許(認)可の優先順位~~

~~申請が定数を超える場合は、県漁業調整規則第14条のほか、次の事項を勘案してするものとする。~~

~~(1) 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため、又は経営の改善に資するため他の漁業から転換することが、特に必要であると認められる場合。~~

~~(2) 当該漁業の従事者(引き続き1年以上従事した者に限る。)が当該漁業者として自立する場合。~~

~~(3) 当該漁業の営まれる漁場に依存する程度。~~

~~(4) 当該漁業に対する経験の程度、資本、その他経営能力。~~

## 4.7 操業区域

点カから点キを見通す線以南、点ア、ウ、イ及び点クを順次直線で結ぶ線以西並びに点クから正西の線以北の鹿児島県海域。ただし、点ア、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域並びに口永良部島、竹島、硫黄島、黒島及び宇治群島の周囲3,000メートルの区域を除く。

世界測地系(日本測地系[分単位])

点ア	N 31° 10' 48"	E 130° 31' 42"	( N 31° 10.588'	E 130° 31.836' )
点イ	N 30° 50' 40"	E 130° 35' 23"	( N 30° 50.459'	E 130° 35.521' )
点ウ	N 31° 08' 38"	E 130° 31' 42"	( N 31° 08.421'	E 130° 31.836' )
点エ	N 31° 12' 50"	E 130° 10' 22"	( N 31° 12.622'	E 130° 10.501' )
点オ	N 31° 24' 56"	E 130° 02' 44"	( N 31° 24.723'	E 130° 02.867' )
点カ	N 31° 24' 32"	E 130° 06' 30"	( N 31° 24.323'	E 130° 06.634' )
点キ	N 31° 26' 54"	E 129° 44' 02"	( N 31° 26.692'	E 129° 44.166' )
点ク	N 30° 29' 22"	E 130° 08' 34"	( N 30° 29.151'	E 130° 08.699' )

## 5.8 許可の条件

(1) 他漁業の操業を妨害してはならない。

(2) 日没から日の出まで(9月1日から12月31日までの期間は日没から日の出30分前まで)の間は、操業してはならない。

## 附 則

(1) この取扱方針は、昭和48年3月12日から施行する。

(2) この取扱方針は、平成20年12月26日から施行する。

(市町村合併に伴う改正及び制限又は条件の追加)

(3) この取扱方針は、平成 21 年 2 月 24 日から施行する。ただし、平成 20 年 4 月 1 日に当該漁業の許可を受けている者については、当該許可の有効期間が満了するまでは、鹿児島県漁業調整規則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 19 号）附則第 5 項の規定が適用される。

(小型機船底びき網漁業の禁止区域等制定に伴う制限又は条件（3）の追加)

(4) この取扱方針は、平成 30 年 9 月 18 日から施行する。

(7 操業区域を緯度経度表記に変更, 8 制限又は条件(2)夜間操業規制の改正, 操業区域から制限対象と重なる区域を除外したため 8 制限又は条件(3)を削除)

(5) この取扱方針は、令和 6 年〇月〇日から施行する。

(許可の隻数, 許可の対象者及び許(認)可の優先順位の削除, 修辭上の修正)

※令和 2 年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正 (R5.09 修正)

# 鹿児島湾内における小型機船底びき網(手繰第1種)漁業の許可等に関する取扱方針

1 この方針は、鹿児島湾内における小型機船底びき網(手繰第1種)漁業の秩序ある生産の向上を図るとともに、他種漁業との調整並びに競合を防止し、あわせて当該漁場における資源の保護培養を目的とする。

~~2 許可対象者は、鹿児島湾内において自ら実質的に漁業を営んでいる者。ただし、許可定数を超えた申請があった場合は、地域の実態を勘案して、特に転換を必要とする者を優先対象とする。~~

~~1-3 許可又は起業の認可の限度は、1経営体当たり1統を限度とし、推進機関はの限度を漁船法馬力450kw(旧漁船法馬力90馬力)を限度とする。  
また、3の(2)については、許可等の統数を12統以内とする。~~

## 2-4 操業禁止期間

6月1日から6月30日まで

## 3-5 操業区域

(1) 指宿市魚見岳の頂上と知林ヶ島南端及び南大隅町北峯頂上とを結ぶ線以北の鹿児島湾内

(2) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目~~埼崎~~とを結ぶ線以北の鹿児島湾内

~~(2)については、統数を12統以内とする。~~

## 4-6 条件

(1) 指宿市魚見岳の頂上と知林ヶ島南端及び南大隅町北峯頂上とを結ぶ線以北の海域では、曳網並びに揚網は、船体を錨止にする以外の方法では行ならない。ただし、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びアを順次結ぶ直線で囲まれた区域を除く。

世界測地系

点ア	N	31° 32' 19"	E	130° 41' 06"
点イ	N	31° 32' 14"	E	130° 41' 05"
点ウ	N	31° 31' 16"	E	130° 40' 39"
点エ	N	31° 29' 04"	E	130° 40' 36"
点オ	N	31° 27' 32"	E	130° 40' 52"
点カ	N	31° 26' 17"	E	130° 42' 54"
点キ	N	31° 23' 54"	E	130° 44' 04"
点ク	N	31° 21' 40"	E	130° 45' 02"
点ケ	N	31° 17' 10"	E	130° 45' 52"
点コ	N	31° 16' 52"	E	130° 41' 39"
点サ	N	31° 17' 20"	E	130° 40' 24"
点シ	N	31° 32' 08"	E	130° 36' 59"
点ス	N	31° 32' 38"	E	130° 37' 13"
点セ	N	31° 32' 06"	E	130° 37' 38"
点ソ	N	31° 32' 11"	E	130° 38' 26"
点タ	N	31° 32' 34"	E	130° 39' 50"
点チ	N	31° 32' 06"	E	130° 40' 43"

(2) 指宿市魚見岳の頂上と知林ヶ島南端及び南大隅町北峯頂上とを結ぶ線以南の海域では、

4月1日から10月31日までは、操業してはならない。

- (3) 指宿市魚見岳の頂上と知林ヶ島南端及び南大隅町北峯頂上とを結ぶ線以南の海域では、曳き網は片側の長さ1,100メートル以下、太さ18~20ミリとする。
- (4) せんがん（類するものを含む）とかえし網は使用してはならない。
- (5) 推進機関は、漁船法馬力450kw（旧漁船法馬力90馬力）以下でなければならない。
- (6) 漁業権区域内ではその漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。
- (7) 定置漁業（小型定置も含む）の操業中は、その身網設置部から半径2,000メートル以内の区域で操業してはならない。
- (8) 他の漁業の操業を妨害してはならない。
- (9) 日没から日の出前30分間までは、操業してはならない。

#### 附 則

- (1) この取扱方針は、平成6年9月12日から施行する。  
（漁船法馬力を60馬力から70馬力へ増馬力し、併せて制限条件の改正）
- (2) この取扱方針は、平成12年9月1日から施行する。  
（操業区域の分割、統数の設定及び制限又は条件の改正）
- (3) この取扱方針は、平成20年10月29日から施行する。ただし、4. 操業禁止期間については、平成21年11月1日から施行する。  
（市町村合併、漁業調整規則改正に伴う改正及び夜間操業規制の改正）
- (4) この取扱方針は、平成25年10月23日から施行する。  
（夜間操業規制の改正及び推進機関馬力を330KWから450KWへ増馬力）
- (5) この取扱方針は、令和元年9月17日から施行する。  
（錨止操業を要する区域の改正）
- (6) この取扱方針は、令和6年〇月〇日から施行する。  
（許可の対象者の削除、修辭上の修正）

※令和2年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正(R5.09修正)

# 志布志湾における小型機船底びき網（手繰第2種） 漁業の許可等に関する取扱方針

## 1 操業区域

宮崎県と鹿児島県の境界線と、肝属郡肝付町と同郡南大隅町の境界点から真方位150度の沖合線とによって囲まれた鹿児島県海域。

## 2 操業

- (1) 専業 1月1日から12月31日まで
- (2) 棒受網との兼業 1月1日から6月30日まで

## 3 使用漁船舶の規模

- (1) 使用する漁船舶の規模は、総トン数5トン未満とする。ただし、昭和62年1月1日までに既に許可を受けている船舶は除く。
- (2) 操業区域が湾内の場合は推進機関を127kw（旧漁船法馬力35馬力）以下とし、湾外操業だけの漁船舶については推進機関を260kw（旧漁船法馬力60馬力）以下とする。

## 4 条件

- (1) 次の海域では操業してはならない。
  - ア 5月1日から6月30日までは、肝属郡肝付町火埼崎と宮崎県都井岬を結ぶ線以内の海域（志布志湾内という。）
  - イ 8月1日から12月31日までは、肝属郡肝付町火埼崎と同郡同町高崎を結ぶ線以内の海域（内之浦湾という。）及び志布志湾外
- (2) 漁業権区域では、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。
- (3) 四そう張網漁業の操業中は、その位置から1,000メートル以内の区域で操業してはならない。
- (4) 定置漁業（小型定置も含む）の操業中は、その身網設置部から半径2,000メートル以内の区域で操業してはならない。
- (5) 使用するビームの長さは、16メートル以下でなければならない。

## ~~5 許可対象~~

~~—現に漁業者若しくは漁業従事者であって、次の各号の一つに該当するもの。~~

~~—(1) 昭和38年8月1日以降、当該漁業の許可を受けているもので操業実績があるもの。~~

~~—(2) 棒受網漁業の許可を受けて1年以上の操業実績のある者が、当該漁業に転換するもの。~~

- 附 則 1. この方針は、昭和35年8月17日から施行する。
- 附 則 1. この方針は、昭和37年7月16日から施行する。
- 附 則 1. この方針は、昭和37年10月31日から施行する。
- 附 則 1. この方針は、昭和38年3月23日から施行する。
- 附 則 1. この方針は、昭和39年7月28日から施行する。
- 附 則 1. この方針は、昭和46年12月4日から施行する。
- 附 則 1. この方針は、昭和63年10月1日から施行する。
- 附 則 1. この方針は、平成3年5月31日から施行する。
- 附 則 1. この方針は、平成20年12月26日から施行する。

（市町村合併、漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）

附 則 1. この方針は、令和6年〇月〇日から施行する。

（許可対象の削除、修辭上の修正）

# ごち網漁業の許可等に関する取扱方針

## ~~1. 許可対象者~~

~~—— 本県漁業協同組合の組合員であって、次の各号の—に該当する者で、当該漁業協同組合理事会の同意がある者。~~

~~—— (1) 現に当該漁業の許可を受けている者であって申請日前1年以上の操業実績がある者。~~

~~—— (2) 申請日前5か年の間に3年以上当該漁業を経営又は従事した経験があり、自営能力があると認められる者。~~

~~—— (3) 前2号に掲げる者のほか、自営能力があり、地域の実態を勘案して許可の必要性があると認められる者。~~

## 1-2 許可統数及び使用漁船舶規模の制限

(1) 許可統数 1 経営体又は1世帯につき1統とする。

(2) 使用漁船 総トン数5トン未満

## 2-3 操業区域

原則として、その者が所属する漁業協同組合の共同漁業権の区域及びその沖合の区域とする。ただし、共同漁業権の沖合の区域については、当該漁場の総合利用及び漁業調整上支障のない場合に限る。

## 3-4 許可等の隻数(定数)

出水郡東町市来~~埼~~崎と阿久根市と出水郡高尾野町との境界を結んだ線以北の不知火海における許可の定数は次のとおりとする。

(昭和42年11月14日付け鹿児島県告示第1008号の2)

東町漁協 80 隻 出水市漁協北さつま漁協出水支所 35 隻

## 4-5 操業禁止期間

(1) 薩摩川内市(甕島地区を含む。)以北の区域

1月1日から3月31日まで。ただし、出水郡長島町市来崎と阿久根市と出水市との境界を結んだ線以北の不知火海の区域及び出水郡長島町浦底浦(平成18年3月19日現在における出水郡東町と出水郡長島町の区域境界)からの共同漁業権沖出し線以北の区域で操業するものを除く。

(2) いちき串木野市以南、南さつま市(平成17年11月6日現在における加世田市の区域に限る。)までの共同漁業権区域内の距岸2,000メートル以内の区域では、1月1日から12月31日まで。

(3) 久多島周辺(以下の点a点b点c点d及び点aを順次結ぶ線によって囲まれた区域)では、1月1日から12月31日まで。 世界測地系(日本測地系)

点a 北緯31° 33' 20" 東経130° 12' 58" (北緯31° 33' 07" 東経130° 13' 06" )

点b 北緯31° 33' 20" 東経130° 14' 01" (北緯31° 33' 07" 東経130° 14' 09" )

点c 北緯31° 32' 45" 東経130° 14' 01" (北緯31° 32' 32" 東経130° 14' 09" )

点d 北緯31° 32' 45" 東経130° 12' 58" (北緯31° 32' 31" 東経130° 13' 07" )

(4) 大瀬周辺(以下の点a点b点c点d及び点aを順次結ぶ線によって囲まれた区域)では、1月1日から12月31日まで。 世界測地系(日本測地系)

点a 北緯31° 30' 58" 東経130° 10' 56" (北緯31° 30' 45" 東経130° 11' 04" )

点b 北緯31° 30' 58" 東経130° 11' 20" (北緯31° 30' 45" 東経130° 11' 28" )

点c 北緯31° 30' 38" 東経130° 11' 20" (北緯31° 30' 25" 東経130° 11' 28" )

点d 北緯31° 30' 38" 東経130° 10' 56" (北緯31° 30' 25" 東経130° 11' 04" )

- (5) 広曾根周辺（以下の点 a 点 b 点 c 点 d 及び点 a を順次結ぶ線によって囲まれた区域）では、1月1日から12月31日まで。世界測地系（日本測地系）
- 点 a 北緯 31° 29′ 46″ 東経 130° 10′ 37″（北緯 31° 29′ 33″ 東経 130° 10′ 45″）
- 点 b 北緯 31° 29′ 46″ 東経 130° 11′ 03″（北緯 31° 29′ 33″ 東経 130° 11′ 11″）
- 点 c 北緯 31° 29′ 14″ 東経 130° 11′ 03″（北緯 31° 29′ 01″ 東経 130° 11′ 11″）
- 点 d 北緯 31° 29′ 30″ 東経 130° 10′ 37″（北緯 31° 29′ 17″ 東経 130° 10′ 45″）
- (6) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目~~埼~~崎を結ぶ線以北の鹿児島湾内では、1月1日から3月31日まで。ただし、錦江町、南大隅町（平成17年3月30日現在における肝属郡根占町の区域に限る。）の共同漁業権区域内で操業するものは除く。
- (7) 錦江町、南大隅町（平成17年3月30日現在における肝属郡根占町の区域に限る。）の共同漁業権区域内で操業するものは、8月1日から10月31日まで。

#### 5-6 条件

- (1) 漁業権区域で操業するときは、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければならない。
- (2) 袋網は15センチメートルにつき8節より小さい網目のものを使用してはならない。ただし、不知火海においては、9節とする。また、養殖用種苗採捕の目的で知事の承認を受けたものはこの限りでない。
- (3) 袋網部及び身網部に「すじなわ」（袋口から袋じりにかけてつけられたロープ）を使用してはならない。
- (4) 「前天井網」をつけてはならない。
- (5) 「かえし網」をつけてはならない。
- (6) 沈子方にチェーン又はワイヤーロープ等、若しくは、これらを利用したコンパウンドロープ、又は、沈子及び沈子網が一体となったグランドロープ（巻きグランドロープも含む）を使用してはならない。
- (7) 網を曳網してはならない。
- (8) ひき網の長さは、不知火海を除く北薩海域では、片方600メートル以内、不知火海では、片方500メートル以内、西薩海域では、片方600メートル以内、その他の海域では、片方500メートル以内でなければならない。ただし、不知火海を除く北薩海域において、6～7月を禁漁とするものについては、片方800メートル以内とする。
- (9) 定置漁業（小型定置も含む）の操業中は、その身網設置部から半径1,000メートル以内の区域で操業してはならない。
- (10) 他漁業の操業を妨害してはならない。
- (11) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

#### 7 附 則

- (1) この取扱方針は昭和49年1月1日から実施する。ただし、東町、長島町、出水市以外の地域については、昭和51年1月1日から実施する。
- (2) 廃止
- (3) 廃止
- (4) この取扱方針は、昭和64年1月1日から適用する。
- (5) この取扱方針は、平成20年12月26日から施行する。  
（市町村合併、漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）
- (6) この取扱方針は、平成24年12月19日から施行する。  
（制限又は条件(8)の一部改正）
- (7) この取扱方針は、平成26年7月15日から施行する。  
（4. 許可定数の新設、5. 操業禁止期間の新設、制限又は条件(8)の改正、(10)の新設、附則(2)(3)の廃止）
- (8) この取扱方針は、平成27年3月10日から施行する。  
（5. 操業禁止期間(7)の変更）
- (9) この取扱方針は、平成30年2月21日から施行する。  
（6. 制限又は条件(8)の改正：川内市漁協のひき網の長さ）

(10) この取扱方針は、令和6年〇月〇日から施行する。

(許可の対象者の削除、漁協合併に伴う名称の変更、修辭上の修正)

# 棒受網漁業の許可等に関する取扱方針

棒受網漁業の許可 又は起業の認可等については鹿児島県漁業調整規則に定めるもののほか、この取扱方針に定めるところによる。

## ~~1. 許可対象者~~

~~— 本県漁業協同組合の組合員であって、次の各号の一に該当し、かつ当該漁業協同組合理事会の同意を得た者。~~

~~— (1) 現在、当該漁業の許可を受けている者であって、申請日前1年以上の操業実績がある者。~~

~~— (2) 申請日前5年間に3年以上当該漁業を経営又は従事した経験があり、自営能力があると認められる者。~~

~~— (3) 当該漁業協同組合員に当該漁業を廃業する者があり、当該漁業協同組合長が理事会の同意を得てその承継を認めた者。~~

~~— (4) 前3号に掲げる以外の者に対しては、実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、地域の漁業実態等を十分勘案して、その必要性が認められる者。~~

## 1-2 許可統数及び漁船舶規模

(1) 許可統数は、1経営体1統とする。

(2) 使用漁船は、原則として10トン未満とする。

## 2-3 操業区域

地先海域とする。ただし、漁業調整上必要があるときは、区域を制限する。

## 3-4 条件

(1) 共同漁業権区域内では、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。

(2) 定置漁業（小型定置を含む）操業中は、その身網設置部から半径2,000メートルの区域内で操業してはならない。

(3) 日の出から日没までの間は、操業してはならない。

(4) 他の漁業の操業中は、その操業を妨害してはならない。

## 附 則

(1) この取扱方針は、昭和54年5月1日から施行する。

(2) この取扱方針は、昭和63年4月22日から施行する。

（操業区域，制限又は条件(4)の一部改正）

(3) この取扱方針は、平成20年12月26日から施行する。

（漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）

(4) この取扱方針は、平成23年7月29日から施行する。

（許可対象者(4)の一部改正）

(5) この取扱方針は、令和6年〇月〇日から施行する。

（許可対象者の削除，修辭上の修正）

# かじき流網漁業の許可等に関する取扱方針

本県海域における「かじき」資源の活用のため、他漁業との調整並びに競合を防止し、併せて沿岸漁業の振興を図ることを目的として、かじき流網漁業の許可又は起業の認可等については、鹿児島県漁業調整規則（以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この取扱方針に定めるところによる。

## 1-1 目的

本県海域における「かじき」資源の活用のため、他漁業との調整並びに競合を防止し、併せて沿岸漁業の振興を図る。

## 2 許可等の対象

現に漁業者であって県規則で規定した許可等の基準のほか、次の各号の一に該当する者。ただし、使用できる漁船は、総トン数10トン未満とする。

- (1) 現に当該漁業の許可を受けている者で、操業実績のある者
- (2) 過去2年以上当該漁業を経営し、又は、従事した経験があり、かつ、自営能力があると認められる者。ただし、漁業後継者であって、新規に着業する場合、理事会において同意が得られた者は、この限りではない。
- (3) 同一漁業協同組合員間の承継による場合で、理事会の同意を得た者

## 1-3 操業区域

地元漁業協同組合が承認した地元共同漁業権区域及びその地先海域

## 2-4 漁業時期操業期間

7月1日から11月30日まで

ただし、熊毛海域（漁業法第136条第1項に定める熊毛海区の海域）については9月1日から1月31日まで

## 3-5 条件

- (1) 定置漁業（小型定置も含む。）の操業中は、その身網設置部から半径2,000メートル以内の区域で操業してはならない。
- (2) 日の出から日没までの操業は禁止する。
- (3) 操業中は、漁具の両端及び300メートル間隔に、照明による漁具標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (4) 使用する網地の目合いは、15センチメートル以下であってはならない。
- (5) 使用する漁網の長さは、仕立て上がり浮子方の長さが1,000メートル以内、高さ7.5メートル以内とする。
- (6) 操業に当たっては、他の漁業の操業を妨げてはならない。
- (7) 共同漁業権区域内で操業するときは、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければならない。

## 附 則

- (1) この取扱方針は、昭和56年3月2日から施行する。
- (2) この取扱方針は、平成4年9月9日から施行する。
- (3) この取扱方針は、平成20年5月16日から施行する。  
（操業期間の改正：ただし、熊毛海域（漁業法第84条第1項に定める熊毛海区の海域）については9月1日から1月31日まで）
- (4) この取扱方針は、平成20年12月26日から施行する。

(漁業調整規則改正に伴う(制限又は条件)改正)

(5) この取扱方針は、令和6年〇月〇日から施行する。

(許可等の対象の削除、漁業法に則した修辞上の修正)

※令和2年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正(R5.09修正)

# 固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針

## 1-1 目的

この方針は、固定式さし網漁業の秩序ある生産の向上を図るとともに、瀬魚一本釣漁業等の漁業調整並びに競合を防止し、あわせて沿岸沖合漁場における瀬魚等の資源保護を目的とする。

## 2-1 許可対象者

~~本県漁業調整規則で規定した許可基準（第14条）のほか、新規申請者に対しては、本県漁業者で実質的に自ら当該漁業を営むものであって、地域の実態を勘案して特に転換を必要とする者を優先対象とする。~~

## 1-3 漁業種類

- (1) アオダイ（ホタ）、底さし網漁業（主としてアオダイを対象）
- (2) タルメ底さし網漁業（主としてタルメを対象）
- (3) 雑魚底さし網漁業（(1)(2)以外の瀬魚及びエビ類を対象）

## 2-4 許可統数及び使用漁船舶

許可又は起業の認可限度は、1経営体当たり1統とし、使用漁船舶は20トン未満とする。

## 3-5 操業区域

原則として、次のとおり漁船舶規模別に分割し、地域の実態に応じて定める。

- (1) 総トン数2トン未満の漁船舶を使用するもの。

地元沖合とする。ただし、いちき串木野市、日置市、南さつま市（平成17年11月6日現在における坊津町の地区を除く。）を根拠地とするものについては、「南さつま市野間岬といちき串木野市羽島埼とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域」とし、鹿児島湾内を根拠地とするものについては、「指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目埼とを結ぶ線以北の鹿児島湾内」とする。

- (2) 総トン数2トン以上7トン未満の漁船舶を使用するもの。

ア 川内川口と甕島北端を見通す線以北の海域

イ 川内川口と甕島北端を見通す線と南さつま市野間岬から正西の線にはさまれた海域

ウ 南さつま市野間岬から正西の線と南さつま市坊ノ岬から正南の線にはさまれた海域

エ 南さつま市坊ノ岬から正南の線と南大隅町佐多岬から種子島北端を見通す線にはさまれた海域。ただし、熊毛海域は除く

オ 南大隅町佐多岬から種子島北端を見通す線以北の海域

カ 熊毛海域（西之表市及び熊毛郡地先沖合とし、種子島東方海域は距岸10,000メートル以内とする）

- (3) 総トン数7トン以上20トン未満の漁船舶を使用するもの。

鹿児島県沖合一円とする。ただし、世界測地系における北緯29度00分14秒（日本測地系北緯29度）線以北の海域とし、次の点を結んだ直線アイ、イウ、ウエ及びエアによって囲まれた区域を除く。

ア 西之表市休ノ鼻から真方位（以下同じ）100度10キロメートルの点

イ 西之表市休ノ鼻から100度25キロメートルの点

ウ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から100度25キロメートルの点

エ 熊毛郡南種子町竹崎燈台から100度10キロメートルの点

#### 4-6 条件

- (1) 共同漁業権区域内で操業する場合は、その漁業権者の同意を得その同意書を携帯しなければ操業してはならない
- (2) 定置漁業（小型定置も含む）の操業中は、その身網設置部から半径 2,000 メートル以内の区域では操業してはならない。
- (3) 共同漁業権区域及び次の区域では、全長 500 メートル以上、網丈 5 メートル以上の網を使用してはならない。

次の点を結んだ直線アイ、ウエ、オカ、カキ、キク及びクケと、海岸線イウ、アケによって囲まれた区域と甑島周辺海岸線から距岸 3,000 メートルの区域。

ア. 阿久根市大漣鵜瀬鼻

イ. 出水郡長島町市来~~埼崎~~

ウ. 出水郡長島町蔵之元大崎鼻西端

エ. 薩摩川内市上甑町縄瀬鼻突端から 325 度 3,000 メートルの点

オ. 薩摩川内市下甑町釣掛~~埼崎~~燈台から 298 度 3,000 メートルの点

カ. 南さつま市野間岬南端から正西 3,000 メートルの点

キ. 南さつま市坊ノ岬から 225 度 2,000 メートルの点

ク. 指宿市長崎鼻から正南 2,000 メートルの点

ケ. 指宿市長崎鼻

#### 附 則

(1) この取扱方針は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。

(市町村合併、漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）

(2) この取扱方針は、令和 6 年〇月〇日から施行する。

(許可対象者の削除、修辭上の修正)

※令和 2 年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正 (R5.09 修正)

# すくい網漁業の許可等に関する取扱方針

本県海域におけるすくい網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）等については、鹿児島県漁業調整規則に定めるもののほか、この取扱方針に定めるところによる。

## ~~1 許可対象者~~

~~本県漁業協同組合の組合員であって、次の各号の一に該当し、かつ当該漁業協同組合理事会の同意を得た者。~~

~~(1) 現在、当該漁業の許可を受けている者であって、申請日前1年以上の操業実績がある者。~~

~~(2) 申請日前5年間に2年以上当該漁業を経営又は従事した経験があり、自营能力があると認められる者。~~

~~(3) 同一漁業協同組合内の当該漁業の廃業者から承継する者。~~

~~(4) 当該漁業協同組合の共同漁業権の区域内で操業する者であって、当該漁業協同組合内で漁業調整が図られたもので、知事が特に認めた者。~~

## 1-2 許可統数及び漁船舶規模

(1) 許可統数は、1経営体1統とする。

(2) 使用漁船舶は、10トン未満とする。ただし、平成4年12月1日現在10トン以上の船舶で許可等を受けている者については、この限りでない。

## 2-3 操業区域

操業区域は次に掲げる各号のいずれか1つの区域とする。

(1) 申請者が所属する漁業協同組合の共同漁業権区域

(2) 北薩地区（阿久根市以北）漁業協同組合の組合員であって、共同漁業権区域外で操業する場合は、阿久根市・薩摩川内市の境界と北緯32度00分12.4秒 東経129度59分51.9秒（日本測地系における北緯32度東経130度）の点を結ぶ線以北及び北緯32度00分12.4秒 東経129度59分51.9秒（日本測地系における北緯32度東経130度）の点と戸島南端を見通す線以東の鹿児島県海域。

ただし、八代海及び各漁業協同組合の共同漁業権区域を除く。

## 3-4 漁業時期操業期間

(1) 共同漁業権区域内 12月1日から翌年5月31日まで。

(2) 共同漁業権区域外 1月1日から6月30日まで。

## 4-5 条件

(1) 操業区域が共同漁業権区域内の場合

定置漁業（小型定置を含む）操業中は、その身網設置部から半径2,000メートルの区域内で操業してはならない。ただし、所属する当該漁業協同組合内で関係漁業者の調整が図られた場合は、これより距離を短くすることができる。

(2) 操業区域が共同漁業権区域外の場合

① 共同漁業権区域外で操業する者は網地25センチメートルにつき26節以下の網を使用しなければならない。

② 定置漁業（小型定置を含む）操業中は、その身網設置部から半径2,000メートルの区域内で操業してはならない。

## 6 附 則

(1) この取扱方針は、平成9年4月1日以降許可するものについて適用する。

- (2) この取扱方針は、平成9年11月6日以降許可するものについて適用する。
- (3) この取扱方針は、平成15年7月1日以降許可するものについて適用する。  
適用前の許可については、なお従前の例による。
- (4) この方針は、平成20年12月26日から施行する。  
(市町村合併、漁業調整規則改正に伴う(制限又は条件)改正)
- (5) この方針は、令和6年〇月〇日から施行する。  
(許可対象者の削除、漁業法に則した修辞上の修正)

# 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針

## ~~1—目的~~

~~鹿児島本~~県漁業調整規則第4条の規定に基づく潜水器漁業許可はこの方針によるものとする。

## ~~2—許可対象者~~

~~本県漁業調整規則に定める適格性を有するものであって共同漁業権者の同意があった者。~~

## ~~1-3 操業区域~~

原則として共同漁業権区域内とする。

## ~~2-4 従事者の届出~~

潜水器漁業者は、当該漁業に従事者を使用する場合は、あらかじめ、~~別に定める記~~様式により、~~る従事者届出書に従事者の住民票の写しを添えて~~知事に届出なければならない。

## ~~5—許可期間~~

~~許可の日から3年以内とする。~~

## ~~3-6 条件~~

- ~~(1) 共同漁業権者の同意書を携帯しなければ操業してはならない。また、~~漁業権者が同意した水産動植物以外は採捕~~(採取)~~してはならない。
- 操業にあたっては、他の漁業に支障を及ぼしてはならない。
- 使用漁船には、その漁業許可番号を両げんの見やすいところに表示しなくてはならない。
- 経営体につき、使用器数を指定する。
- ~~従事者届出した書に記載された~~従事者以外の者を使用して当該漁業を営んではならない。

## ~~7—附 則~~

- この方針は、平成9年4月16日以降許可する者について適用する。
- この方針は、平成20年12月26日から施行する。  
(漁業調整規則改正に伴う(制限又は条件)改正)
- この方針は、平成28年11月11日から施行する。

ただし、経過措置として、平成30年3月31日までは4.中「住民票の写し」とあるのは「住民票の写し又は印鑑登録証明書」と読み替えるものとする。

※令和2年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正(R5.09修正)

- ~~(4) この方針は、令和6年〇月〇日から施行する。ただし、この方針の施行の際限に許可を受けているものについては、改正前の6の条件は、当該許可の有効期間が満了するまでは、なおその効力を有する。~~

~~(許可対象者、許可期間の削除、従事者の届出の改正、修辭上の修正)~~

別記

<del>潜水器漁業に係る従事者届出書</del>	
年 月 日	
—	
<del>鹿児島県知事</del>	<del>殿</del>
	住所
	氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
—潜水器漁業に下記従事者を使用しますので、関係書類を添えて届けます。—	
記	
1. 従事者氏名	印
2. 従事者住所	
3. 従事者の潜水士免許の有無 <del>有</del> 無	
—(有の場合潜水士免許の写しを添付する)—	

# 「かご漁業」及び並びに「あさひがにかかり網漁業」の許可等に関する取扱方針

~~（許認可の対象者）~~

~~1 県内の漁業協同組合の組合員であって、許可をうけた者自ら当該漁業に従事する者であること。~~

~~（操業区域）~~

## 1-2 操業区域

操業区域は次に掲げる区域とする。

(1) 鹿児島海区及び熊本海区においては下記の区分による。

漁業種類	操業区域
ふぐかご漁業	世界測地系における北緯 29 度 00 分 14 秒（日本測地系北緯 29 度）以北の県内一円の海域とする。 ただし、黒之瀬戸大橋以北の不知火海の区域、南大隅町立目 <del>埼崎</del> と指宿市長崎鼻を結ぶ線以北の鹿児島湾の区域、肝付町火崎燈台と宮崎県串間市都井岬燈台を結ぶ線及び陸岸に囲まれた志布志湾の区域は、当該区域内に住所を有する者に限る。
いかかご漁業	その者の属する漁業協同組合の共同漁業権区域内及びその地先沖合の区域に限る。
雑魚かご漁業	同 上
ばいかご漁業	同 上
あさひがにかかり網漁業	世界測地系における北緯 29 度 00 分 14 秒（日本測地系北緯 29 度）以北の県内一円の海域とする。

(2) 奄美大島海区においては下記の区分による。

漁業種類	操業区域
あさひがにかかり網漁業	世界測地系における北緯 29 度 00 分 14 秒（日本測地系北緯 29 度）以南の奄美市、大島群海域で、 <u>その者の属する当該漁業協同組合の共同漁業権地先沖合の区域</u> に限る。

~~（漁船、漁具の規模及び数量）~~

2-3 漁船、漁具の規模及び数量

漁船、漁具は次に掲げる範囲内とする。

(1) 鹿児島海区及び熊本海区においては下記の区分による。

漁業種類	漁船の規模	漁具積載量
ふぐかご漁業	10トン以下	かご 150 箇以内。ただし、野間岬正西以北の海域（不知火海を除く）においては、200 箇以内とする。
いかかご漁業	10トン以下	かご 150 箇以内
雑魚かご漁業	10トン以下	かご 150 箇以内
ばいかご漁業	10トン以下	かご 150 箇以内
あさひがにかかり網漁業	10トン以下	かかり網 300 枚以内

(2) 奄美大島海区においては下記の区分による。

漁業種類	漁船の規模	漁具積載量
あさひがにかかり網漁業	5トン以下	かかり網 200 枚以内

~~（操業期間）~~

3-4 漁業時期

漁業時期操業期間は次に掲げるとおりとする。

ふぐかご漁業	いかかご漁業	雑魚かご漁業	ばいかご漁業	あさひがにかかり網漁業
1月1日～ 12月31日	1月1日～ 12月31日	1月1日～ 12月31日	1月1日～ 12月31日	9月1日～ 翌年4月30日

(2) 熊本海区におけるあさひがにかかり網漁業については、10月1日から翌年4月30日までとする。

~~（漁具標識の設置）~~

4-5 漁具標識の設置

許可番号を記入した布地による方 80 センチメートル以上の漁具標識を漁具の両端及び中央部に水面上 1.5 メートル以上の高さに設置すること。

なお、「ふぐかご漁業」については 600 メートル間隔に上記の標識を設置すること。

~~（条 件）~~

5-6 条件

~~次の条件を付して許可する。~~

- (1) 共同漁業権区域内で操業するときは、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。
- (2) 漁業権者の同意を得て当該漁業権区域内で操業するときは、当該漁業権者が定めると

ころに従って操業すること。

(3) 操業にあたっては他の漁業を妨害してはならない。

附 則

(1) この方針は昭和 51 年 4 月 1 日以降の許可（認可）について適用する。

(2) この方針は平成 6 年 2 月 17 日以降の許可（認可）について適用する。

（奄美大島海区の取扱方針を付加）

(3) この方針は、平成 8 年 8 月 1 日以降の許可（認可）について適用する。

（熊毛海区の取扱方針を付加）

(4) この方針は、平成 9 年 7 月 4 日以降の許可（認可）について適用する。

（漁船規模を 5 トン以下→10 トン以下へ改正）

(5) この方針は、平成 11 年 8 月 4 日以降の許可（認可）について適用する。

（ふぐかご漁業の漁具積載量の改正）

(6) この方針は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。

（市町村合併、漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）

(7) この方針は、令和 6 年〇月〇日から施行する。ただし、この方針の施行の際限に許可を受けているものについては、改正前の 1 の操業区域は、当該許可の有効期間が満了するまでは、なおその効力を有する。

（許認可の対象者の削除、漁業法に則した修辞上の修正）

# もじゃこ漁業許可に関する取扱方針

## 1 目的

この許可方針は、ぶり資源の保護及び、ぶり養殖種苗の円滑な需給を図るとともに、もじゃこ漁業の適正化を図ることを目的とする。

## 1-2 採捕計画尾数及び需給契約について許可対象者

~~(1) 知事はが定めた採捕計画尾数を定め、当該尾数(県内に住所を有しない者にあつては、住所を有する県知事が定めた採捕計画尾数)に基づき、需給契約を締結した漁業協同組合等(以下「漁協」という。)は需給契約を締結するものとし、当該需給契約に基づき許可申請を行うものとする。組合員で、理事会等の承認を受け、かつ次の①または②に該当する者とする。~~

~~① 漁船漁業の操業実績のある者。~~

~~② ぶり養殖業の経営者、若しくは、その従事者。~~

~~(2) 次の①または②に該当する者については、許可しないものとする。~~

~~① 過去1年間において、もじゃこ漁業にかかる違法行為の事実があった者。~~

~~② 正当な理由なく、前年度の採捕実績が著しく少ない者。~~

## 2-3 自家採捕について

新規の自家採捕は認めない。ただし、過去3か年のうち、自家採捕の操業実績のある者については、この限りではない。

なお、自家採捕とは、ぶり養殖業の経営者自らが養殖するためにもじゃこを採捕する場合(その従事者が事業主のために採捕する場合を含む)をいう。

## 3-4 許可の定数隻数

許可隻数の定数総数は、180隻以内(うち、県内に住所を有しない者に対する許可隻数は、36隻以内)とし、漁協ごとの許可隻数は、原則として前年度の許可隻数以内とする。

ただし、もじゃこ漁業等に関する関係団体において、許可隻数が180隻を超えることのないように調整がとれた場合は、この限りでない。

## 4-5 許可統数

許可は、1人1統とする。ただし、自家用種苗として共同採捕する場合は、当該共同採捕者当たり1統とする。

## 5 集荷及び検量

~~(1) 申請者が所属する漁協の長等は、申請者ごとに集荷及び検量を行う場所(以下「集荷場」という。)を選定し、申請一覧等に記載するとともに、集荷場の位置図をあらかじめ知事に届出なければならない~~

~~なお、集荷場は、採捕期間中港の一角に専用スペースを設けるなどして、「もじゃこ」を蓄養する場所と完全に分けること。~~

~~また、漁港又は港湾を集荷場として利用する場合は、あらかじめ当該管理者の水域占用許可等を受けなければならない。~~

~~(2) 許可を受けた採捕者(自家養殖用種苗採捕者を含む。以下「採捕者」という。)は、集荷場において所属する漁協の長等の検量を受けなければならない。~~

~~(3) 採捕者は、指定された集荷場以外の場所(洋上、他港等)で取引をしてはならない。~~

~~(4) 指定された集荷場以外の場所(港)で、「もじゃこ」を水揚げする場合は、集荷場まで移送する自動車等の登録番号(以下、自動車等ナンバー)をあらかじめ知事に届出なければならない。~~

また、漁期中に自動車等ナンバーが変更になった場合は、速やかに知事に届出なければならない。

## 6 引き渡し

採捕した「もじゃこ」は、採捕期間（漁業時期のうち、もじゃこを採捕する期間）、20日以内に需給契約を交わした供給先に引き渡さなければならない。

なお、採捕期間終了後20日を超える場合は、あらかじめ知事に届出するものとする。

## 7 採捕供給実績の報告

採捕者の所属する漁協の長等は、前日までの採捕実績を取りまとめの上、別に定める「もじゃこ採捕実績速報」により、ファックス又はメールで鹿児島県水産振興課に（県外にあっては住所を有する県水産主務課を経由して）報告するものとする。ただし、閉庁日の報告については、翌開庁日に一括して報告してもよいものとする。

また、漁期中毎週水曜日までに前週（日曜日～土曜日）における採捕実績と供給実績を取りまとめの上、別に定める「もじゃこ採捕供給実績週報」により県水産振興課に報告しなければならない。

漁期終了後は別に定める「もじゃこ採捕供給実績最終報告」により、速やかに報告しなければならない。

## 8-7 条件

- (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。
- (2) 定置漁業（小型定置も含む）の操業中は、その身網設置部から半径2,000メートル以内の区域内で操業してはならない。
- (3) 漁業権区域では、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければならない。
- (4) 採捕した「もじゃこ」は、直ちに知事が指定する場所（ ）港に集荷し、検量を受けなければならない。
- (5) 採捕した「もじゃこ」は、もじゃこ需給契約に基づく契約先以外の者に供給してはならない。
- (6) 採捕及び供給実績は、所属漁協を通して毎日、県に前日分を報告しなければならない。
- (7) 県内で採捕されたもじゃこの総尾数が、当該年度の採捕計画尾数に達すると認めて、知事が指定した日以降は、採捕をしてはならない。

## 9-8 標識旗

鹿児島県漁業調整規則第31条第3項に規定する標識旗は、別記様式のとおりとする。

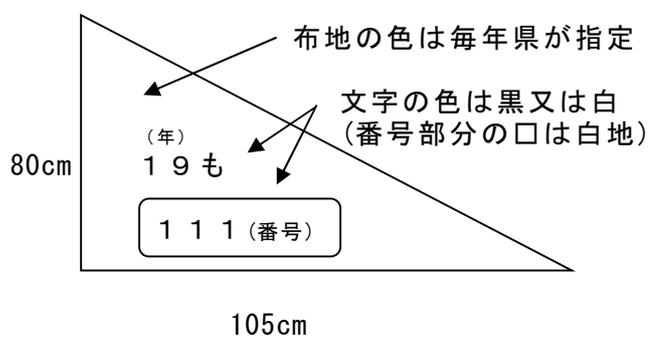
## 附 則

- この方針は、昭和44年3月27日から施行する。  
この方針は、昭和57年4月6日から施行する。  
この方針は、昭和63年12月12日から施行する。  
この方針は、平成元年2月25日から施行する。  
この方針は、平成2年3月29日から施行する。  
この方針は、平成3年1月29日から施行する。  
この方針は、平成4年3月26日から施行する。  
この方針は、平成6年7月14日から施行する。  
この方針は、平成9年3月31日から施行する。  
この方針は、平成14年3月1日から施行する。  
この方針は、平成20年4月1日から施行する。  
この方針は、平成28年3月22日から施行する。  
この方針は、令和4年1月28日から施行する。

この方針は、令和6年〇月〇日から施行する。

(許可対象者の削除、採捕計画尾数及び需給契約の規定、申請手続要領からの移替、修  
辞上の修正)

別記様式 標識旗



# ~~もじゃこ漁業許可申請等手続要領~~

## ~~I. 許可申請手続~~

~~1. もじゃこ漁業の許可を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、次の要領で申請しなければならない。~~

- ~~—— ・もじゃこ漁業許可申請書~~
- ~~—— ・申請理由書~~
- ~~—— ・漁法の説明及び漁具図~~
- ~~—— ・申請者が個人の場合、住民票の写し~~
- ~~—— ・申請人が法人の場合、登記事項証明書~~
- ~~—— ・所属する漁業協同組合の長等の意見書~~
- ~~—— ・鹿児島県以外の船舶にあっては、漁船原簿謄本~~
- ~~—— ・申請人が他人の所有する漁船を使用する場合、船舶使用承諾書~~

~~2. 申請人の所属する漁業協同組合の長は、次の各号の順に関係書類を整理添付し、知事に提出するものとする。~~

~~—— なお、申請書は5トン以上船、5トン未満船の順に整理することとし、申請一覧表は、もじゃこ申請一覧表を作成すること。~~

- ~~—— (1) 申請一覧表~~
- ~~—— (2) もじゃこ供給一覧表~~
- ~~—— (3) もじゃこ需給契約書の写し~~
- ~~—— (4) もじゃこ納入契約書の写し~~
- ~~—— (5) 理事会議事録抄本~~
- ~~—— (6) 県内に住所を有しない申請人の申請にあっては、その申請人の住所を有する県のもじゃこ採捕団体と鹿児島県もじゃこ生産漁協協議会との協定書の写し~~
- ~~—— (7) 集荷場（漁港、港湾）の管理者の水域占用許可書の写し~~
- ~~—— (8) 集荷場の位置図~~

~~3. 県内に住所を有しない者の申請及び届出（報告を含む。）は、その住所の所在する都道府県を經由して提出しなければならない。~~

## ~~II. 漁業許可申請書の記載上の注意事項~~

~~1. 漁業種類は、もじゃこ漁業（まき網漁業）又はもじゃこ漁業（機船船びき網漁業）と記載する。~~

~~2. 漁具の種類、規模及び数は、まき網（もじゃこ網）1統又は機船船びき網（もじゃこ網）1統と記載し、必ず漁法の説明及び漁具図を添付すること。~~

## ~~III. 集荷及び検量について~~

~~1. 申請人が所属する漁業協同組合の長等は、申請人ごとに集荷及び検量を行う場所（以下「集荷場」という。）を選定し、申請一覧表に記載の上、申請するものとする。~~

~~—なお、集荷場の選定については、採捕期間中港の一角に専用スペースを設けるなどして、もじゃこを蓄養する場所と完全に分けるようにすること。~~

~~—さらに、その集荷場の位置図を、申請の際に同時に知事に届け出なければならない。~~

~~—また、漁港（港湾）を集荷場として利用する場合は、事前にその管理者の許可（水域占用許可）を受けなければならない。~~

~~2. 採捕者（自家養殖用種苗採捕者を含む）は、集荷場において所属漁業協同組合の長等の検量を受けなければならない。~~

~~3. 採捕者は、指定された集荷場以外の場所（洋上、他港等）で取引をしてはならない。~~

~~4. 指定された集荷場以外の場所（港）で、もじゃこを水揚げする場合は集荷場までもじゃこを移送する自動車等の登録番号（ナンバー）を申請の際に同時に知事に届け出なければならない。~~

~~—また、採捕期間の途中で自動車等が変更になった場合は、その旨速やかに知事に届け出なければならない。~~

#### IV. ~~採捕供給実績の報告~~

~~—採捕者の所属する漁業協同組合の長等は、漁期中毎日、前日の採捕実績を取りまとめの上、別記様式もじゃこ採捕実績速報により、ファックス又はメールで鹿児島県水産振興課に（県外にあっては住所を有する県庁担当課を経由して）報告しなければならない。ただし、閉序日の報告については、翌開序日に一括して報告してもよいこととする。~~

~~—また、漁期中毎週水曜日までに前週（日曜日～土曜日）における採捕実績と供給実績を取りまとめの上、「もじゃこ採捕供給実績週報」により県水産振興課に報告しなければならない。~~

~~—また、漁期終了後においては、速やかにその実績を別記様式「もじゃこ採捕供給実績最終報告」により報告しなければならない。~~

# 試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針

鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という。）第48条に規定する試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）に係る特別採捕許可はこの取扱方針の定めるところによる。

## 1 目的

この許可方針は、試験研究等に係る特別採捕許可について、許可基準を定め、当該許可の円滑な運用を図ることを目的とする。

## 2 許可対象者及び許可数量

次の目的区分ごとの許可対象者及び許可数量は以下のとおりとする。ただし、過去1年間に県漁業調整規則及び当該取扱方針に違反した者は許可対象としない場合がある。

### (1) 試験研究等を目的とするもの

#### ア 許可対象者

- ① 国，地方公共団体，大学法人，公立学校ならびに法の規定により設置された独立行政法人，公団及び公社
- ② 学校法人，財団法人
- ③ ①に該当する者の事業により補助金等を受けた活動団体等
- ④ ①に該当する者から試験研究業務の委託を受けている者
- ⑤ 知事が特に認める者（公益性が高いもの，法に基づく環境アセスメント調査等）

#### イ 許可数量

試験研究等に必要最小限の数量とする。

### (2) 教育実習（食害生物や外来生物の駆除を目的とする環境保全活動を含む）もの

#### ア 許可対象者

- ① 国，地方公共団体，大学法人，学校法人，公立学校ならびに法の規定により設置された独立行政法人，公団及び公社
- ② ①に該当する者の事業により補助金等を受けた活動組織又は水産業協同組合法に規定する漁業協同組合及びその連合会
- ③ 知事が特に認める者（試験的な操業や操業技術向上のための教育実習等）

#### イ 許可数量

教育実習に必要な最小限の数量とする。

ただし，食害生物や外来生物の駆除を目的とする環境保全活動については採捕許可量は，対象水産動植物を特定した上で「採捕可能な最大数量」もしくは「漁業権者が同意した最大数量」とする。

## 3 許可の期間

許可期間は原則として1年未満とし、採捕の開始日と終了日は同一年度内とする。

## 4 許可証

知事は、許可をしたときは鹿児島県漁業調整規則第48条第3項に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

## 5 条件

漁業調整その他公益上必要があると認めるときは，(1)及び(2)のほか，条件を付して許可する。

- (1) 採捕にあたっては、特別採捕許可証を携帯しなければならない。

(2) 漁業権区域内での採捕にあたっては、特別採捕許可証及び漁業権者の同意書を携帯しなければならない。

6 その他

採捕終了後は速やかに許可証を返納するとともに、採捕実績を報告しなければならない。

附 則 ~~1~~

1 この許可方針は、令和元年5月15日以降許可するものについて適用する。

2 この許可方針は、令和6年〇月〇日から施行する。

(試験研究と教育実習を分け、教育実習における試験的な操業や操業技術向上のための教育実習を新たに規定、修辭上の修正)

※令和2年漁業法及び県漁業調整規則の改正に伴う軽微な修正 (R5.09 修正)

(参考)

鹿児島県漁業調整規則（抜粋）

（継続の許可又は起業の認可等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- (1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
  - (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
  - (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
  - (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 2 前項第1号の規定による申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないとき認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。